



宮崎労発基 0117 第 1 号

平成 29 年 1 月 17 日

労働災害防止団体の長 殿

宮崎労働局長



登録教習機関の登録取消しに伴い、無効な技能講習修了証の周知について

平素は、労働行政の運営につきまして格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、宮崎労働局長登録教習機関である加藤浩一郎（住所：大分県大分市花津留、事務所所在地：宮崎県東臼杵郡門川町）が発行した全ての小型移動式クレーン運転技能講習修了証及び玉掛け技能講習修了証について、法令で定められた講習（修了試験を含む。）の全部又は一部が行われていないことが明らかとなりましたので、宮崎労働局では、同人に対し、発行した全ての技能講習修了証について当該修了証の交付者及びその雇用主に対して、当該修了証では小型移動式クレーン運転業務及び玉掛け業務に従事できない旨を通知するとともに、当該修了証を回収するよう改善命令を行いました。

しかし、改善命令に係る改善が認められなかったために、宮崎労働局では労働安全衛生法に基づき、同人に対し、平成 29 年 1 月 17 日付けで、同人の小型移動式クレーン運転技能講習及び玉掛け技能講習に係る登録の取消し処分を行いました。

ところで、同機関が発行した小型移動式クレーン運転技能講習修了証及び玉掛け技能講習修了証は無効となり、この無効な修了証を所持するものは無資格者として取り扱われます。したがって、この無効な修了証を用いて、小型移動式クレーン運転や玉掛けの業務が行われた場合には、当該修了証の所持労働者のみならず、従事させた事業者も労働安全衛生法第 61 条違反として処罰されることがあります。

このような状況を踏まえ、宮崎労働局では、同人が不正に発行した技能講習修了証について回収を行ったところですか、ほとんど回収できていない状況となっております。

このため、同人が発行した不正な技能講習修了証所持者等に対し、当該修了証が無効であること及び修了証を返還すべきことを迅速かつ確実に伝える必要があります。

つきましては、貴団体におかれましても傘下会員事業場に対して、上記の無効な技能講習修了証について会報等で周知していただきますと幸甚に存じます。

また、同人が実施した特別教育についても調査をしましたが、その教育が法令に基づき適正に行われたことは確認できませんでした。

【担当】

宮崎労働局労働基準部健康安全課

0985-38-8835

